

# 定 款

株式会社あかつき本社

# 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社あかつき本社と称し、英文では、Akatsuki Corp. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む国内外の会社株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- (2) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (3) 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引及び外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (4) 有価証券の引受け
- (5) 有価証券の募集又は私募
- (6) 有価証券の売出し
- (7) 有価証券の募集及び売出しの取扱い又は私募の取扱い
- (8) 前各号の業務の他、金融商品取引法により金融商品取引業者が営むことができる業務
- (9) 商品先物取引法に規定する商品先物取引業及び商品先物取引仲介業
- (10) 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に規定する海外商品市場における上場商品（指數及びオプションを含む。）の取引及び輸出入並びにその受託、媒介、取次ぎ及び代理業務
- (11) 貴金属製品、金貨及び宝飾品の販売に係る業務
- (12) 各種損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (13) 金銭の貸付及び金銭の貸借の媒介、斡旋、保証
- (14) 経営及び財産形成等に関する相談及び助言に係る業務
- (15) 金融商品への投資その他の財産形成等に関する教育及び研修に係る業務
- (16) ソフトウェアの開発及び販売に係る業務
- (17) 情報処理サービス及び情報提供サービス業
- (18) 不動産の所有、売買、賃貸借及びその仲介、管理等に係る業務
- (19) その他の金融サービスに係る業務
- (20) 電気通信事業法に規定する通信回線利用加入者の獲得及び通信機器の保守に関する代理店業務
- (21) 有料職業紹介事業

- (22) 不動産の有効利用に関する企画、開発、調査、設計及びコンサルタント業
  - (23) 土木建築工事の設計、施工及び請負
  - (24) 経営コンサルタント業務
  - (25) 旅行業並びにホテル・飲食店・レストラン・スポーツ施設・レンタルルームの経営
  - (26) 前各号の業務に附帯または関連する業務
2. 当会社は、前項各号に掲げる業務並びに次に掲げる業務を営むことができる。
- (1) 当会社がその株式を所有する他の株式会社（以下、本項において「被所有会社」という。）の経営・営業企画、経理、人事、リスク管理等企画及び管理事務に係る業務
  - (2) 被所有会社のコンピュータ・プログラムの作成及び計算受託に係る業務
  - (3) 被所有会社のための広告及び宣伝等に係る業務
  - (4) 被所有会社の経営相談に応じる業務
  - (5) 知的財産権の調査、取得、使用、利用許諾、管理並びに譲渡及び貸与
  - (6) 前各号の業務に附帯または関連する業務
3. 当会社は、前各項に掲げる業務に附帯する業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、9,000 万株とする。

### (自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

### (株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

### (株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第 3 章 株 主 総 会

### (招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

### (招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順序の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）は、10 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役に区別して行わなければならない。

3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において解任する。

- 2 . 監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 . 監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(任期)

第 21 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 . 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 . 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。
- 4 . 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、2 年後の定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 . 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 . 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順序の代表取締役が取締役会を招集し、議長になる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 3 . 前二項に関わらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。  
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

- 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。

(取締役会規程)

- 第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
2. 報酬等は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とに区分して定めなければならない。

(取締役の責任免除)

- 第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

### (監査等委員会の招集通知)

- 第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### (監査等委員会の決議方法)

- 第 32 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

### (監査等委員会の議事録)

- 第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。

### (監査等委員会規程)

- 第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

### (会計監査人の選任)

- 第 35 条 会計監査人は、株主総会において選任する。
2. 会計監査人の x 選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (会計監査人の任期)

- 第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### (会計監査人の報酬等)

- 第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第 38 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 68 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の責任賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。